

下水道排水設備指定工事店の指定申請について

交野市下水道排水設備指定工事店の指定には、次の指定要件があれば指定を受けることができます。
指定を受けようとされる方は、下記の必要書類を提出して下さい。

1. 下水道排水設備指定工事店の指定要件

指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるとき。

- ① 大阪府内に営業所がある者であること。
- ② 営業所ごとに、府協会により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。
- ③ 排水設備等の新設等の工事に必要な機械器具を有する者であること。
- ④ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 指定工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - エ 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者
 - オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

2. 下水道排水設備指定工事店の指定申請に必要な書類

- ① 下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
- ② 身分証明書（身元証明書）※破産宣告通知等を受けていないことの証明書
- ③ 申請者（法人の場合は代表者）の住民票（原本）（本籍地記載のもの）
- ④ 経歴書（法人の場合は代表者のもの）（様式第1号の3）
- ⑤ 商業登録簿謄本、定款の写し（法人の場合のみ）（原本）
- ⑥ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式1号の4）
※写真は営業所の全景及び内部が確認出来るもの
- ⑦ 選任責任技術者名簿（様式第2号）
- ⑧ 選任した責任技術者の大阪府下水道協会により交付された責任技術者証（有効期限内のもの）
両面の写し
- ⑨ 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類（様式第1号の5）
- ⑩ 下水道の工事に必要な設備及び機材工具類、工事資材及び工事用車両の写真

⑪ 誓約書（法人の場合は代表者のもの）（様式第1号の2）

⑫ 従業員名簿（様式は任意、代表者のみでも記入のこと）

従業員の氏名、現住所及び電話番号等を記載

3. 新規、更新の手数料については、令和5年4月1日から10,000円となっております。

4. 有効期間

指定の有効期間は、指定を受けた日から当該指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの期間とする。

（例）①令和7年11月7日指定の場合 令和7年11月7日～令和12年3月31日

②令和9年10月8日指定の場合 令和9年10月8日～令和14年3月31日

申請について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

提出先 〒576-8501 交野市私部1丁目1-1
 交野市上下水道統合準備室下水道課（別館2階）
TEL 072-892-0121